

大分県優良産廃処理業者等支援事業（産業廃棄物処理脱炭素化推進事業）の流れ

※商用車の電動化促進事業（トラック）（以下、国補助金という。）の交付決定通知書を受け取った後申し込みをしてください！

補助金の交付申請から交付までのおおまかな流れは、次のとおりです。

①国補助金の交付決定通知書の入手	導入するトラック（電気自動車）の見積書等及び国補助金の交付決定通知書を手にする。
②交付申請の手続き	大分県循環社会推進課に補助金交付申請を行う。 ・補助金交付申請書（第1号様式） ・事業計画書（第2号様式） ・収支予算書（第3号様式）
③交付決定	県から、交付決定通知書（第6号様式）を受け取る。
④電動トラックの購入等	電動トラックの購入及び国補助金の実績報告を行って下さい。
⑤実績報告	大分県循環社会推進課に、実績を報告する。 ・実績報告書（第8号様式） ・事業実績書（第9号様式） ・収支精算書（第10号様式）
⑥確定通知	県から、額の確定通知書（第11号様式）を受け取る。
⑦請求書	請求書（第7号様式）を提出して、補助金の支払いを受ける。

※補助金の交付決定通知を受けて交付額が決定した後に、補助金の額に変更がある場合は、改めて、変更申請が必要です。変更申請の手続きについては、県の担当者までご連絡ください。

※交付申請を受理し、交付決定通知書の交付までに約1ヶ月程度かかります。